

教育職員免許法認定講習の展開過程における 運営条件の窮乏と受講者混合開講方式

— 一般教諭対象講習への現職校長・校長候補者の参加 —

In the process of developing a course accredited by the Educational Personnel
License Law poor operating conditions and mixed enrollment methods

— Participation of in-service principals and principal candidates in training courses for general teachers —

芥川 祐征

AKUTAGAWA Masayuki

[キーワード Keyword] 戦後教育改革, 現職教育, 教育職員免許法認定講習, 単位付与, 校長免許状制度

[所 属 Institution] 岐阜大学大学院 (Graduate School of Education, Gifu University)

[要 旨 Abstract] 本稿は、戦後初期日本における教育改革の一環として、教育職員免許法認定講習が全国的に展開される中で、運営条件の窮乏に対する代替的措置がどのように講じられてきたのか、その過程の一端を解明したものである。すなわち、一般の教諭免許状の取得・更新・上進のための認定講習・認定通信教育に焦点を当て現職校長・校長候補者の参加と単位付与の実態を明らかにした。具体的には、①校長講習に準じた一般教諭対象講習の開設方式として、複数大学の連携による開講事例（北海道）、大学・教育委員会の連携のもと近隣の教育関係者の協力による開講事例（三重県）、県外の大学教員の協力による開講事例（島根県）、②講師委嘱対象の拡大による免許法認定講習の開設方式として、県内教育関係者・事務職員などの連携による開講事例（富山大学）、③科目・講座・会場編成の変更による免許法認定講習の開設方式として、校長必修科目の各論に関する独立開講事例（京都府）、所有免許状区分による開講事例（大阪府）、地理的条件区分による開講事例（奈良県）がみられた。

1. 本稿の目的と課題

本稿の目的は、戦後初期日本（1945年～1955年）において校長免許状の取得・上進に必要な教職専門科目（以下「校長必修科目」と略す）を修得するために開講された教育職員免許法認定講習（以下「認定講習」と略す）を対象として、全国的に展開される中でみられるようになった運営条件の窮乏に対して、どのように代替的措置が講じられてきたのか、その過程の一端を解明することである。

そもそも、戦後初期日本の校長免許状制度については、一定の教職経験をもとに、①大学の正規課程による取得、②現職教育の単位修得と教育職員検定による上進、③旧制学校長を対象とした教育職員検定による切替が主たる方法とされた（芥川2022）。しかし、当時は新旧資格切替および仮免許状に有効期限が設定されており、全国の現職教員・校長は数年内に所要単位をすべて修得しなければならず、特に個別学校の経営管理活動に責任をもつ現職校長にとって勤務地を離れて8～15単位も修得することは困難を極めていた。

このことについて従来の研究では、アメリカ側の主導により校長免許状制度が導入されたものの、講和後の主権回復にともなう行政簡素化の動き、日本教職員組合からの反対闘争、養成課程の基盤をなす教育学研究の未成熟を理由として同制度は廃止に至ったと結論づけられている（高橋1983・1995・1998）。そして、一般的には当時の現職教員・校長が校長免許状を取得・上進するためには、都道府県教育委員会の主催する認定講習（校長講習）の受講により単位認定を受けていたとされている（芥川2021）。しかし、当時は教育職員免許法（以下「免許法」と略す）等の制定直後から認定講習を開講しなければならず、講習の運営を支える教育行政的な支援・条件整備活動や財政的な裏づけが乏しく、各都道府県教育委員会は科目の開講に苦慮していた。

そこで、本研究では、このように運営条件が窮乏していた中で、当時の現職校長・校長候補者に対して所要単位を修得させるために、一般の教諭免許状の取得・更新・上進を目的とした認定講習・認定通信教育に焦点を当て校長必修科目がどのように開講されていたのかを解明する。

2. 校長講習に準じた免許法認定講習の開設方式

(1) 複数大学の連携による免許法認定講習の開講事例：北海道

現職校長・校長候補者を対象とした校長免許状取得のための認定講習については、原則として校長講習における単位修得によったが、校長講習の開設条件は都道府県ごとに一様ではなかった。そのため、一部の道府県においては、一般の教諭免許状の取得・上進を目的とした認定講習における修得単位についても、校長免許状取得のための所要単位として流用することが認められており、単位付与方式が一部緩和されていた。

第一に、一般教諭を対象とした認定講習において、校長講習に準じるかたちで校長必修科目を開講していた事例がみられた。例えば、北海道では、北海道教育委員会の主催する認定講習が、北海道大学(札幌・函館)・北海道学芸大学(各分校)・小樽商科大学・室蘭工業大学・帯広畜産大学の指導と承認のもと、文部大臣の認可を受けて開設された。特に、1953(昭和28)年度には開設3年目を迎えており、校長および幹部教員(教諭一級普通免許状所有者)約2,000名を対象として、7月20日または25日から約25日間にわたり開講された^(註1)。ここでは、①予算の効率的支出によって受講者を可能な限り増員したこと、②僻地教育振興施策の一環として根室支庁(中標津町・稚内市)その他10カ所の小学校を特設出張会場に指定したこと、③文部省の実施基準に則って1週間の受講により1単位を修得できるように内容の充実を図ったこと、④教諭一級普通免許状所有者に対して校長・教育長・指導主事等の基礎資格を与えることで、間接的に人員供給に寄与したことが特徴であった^(註2)。

(2) 大学・教育委員会の連携による免許法認定講習の開講事例：三重県

三重県では、大学と教育委員会の連携により、免許法第6条および施行法第7条の規定に基づく免許状上進のために、校長必修科目が開講されていた。すなわち、1950(昭和25)年度は12月22日から29日にかけて開設された「第3回(冬季)免許法認定講習会」において、近隣学校に勤務する現職教員を対象として教職専門科目(2単位)が、遠隔地の学校に勤務する現職教員を対象として教科専門科目(2単位)がそれぞれ開講された^(註3)。特に、各4時間(9~14時・適宜休憩)の講義だけでなく、必要に応じて時間を延長して演習・実習が実施されることもあり、成績審査については試験・出席状況・学修状況を総合的に勘案して判定された^(註4)。なお、教職専門科目については、①希望者が無条件に受講できること、②阿下喜地区・菰野地区・八幡地区の各会場において「教育心理学」の講座を新設すること、③四日市地区・松阪地区の各会場では受講対象を一級普通免許状所有者と二級・仮免許状所有者に区分したことが特徴であった^(註5)。ここでは、校長必修科目のうち、①菰野町立菰野小学校を会場とした「教育心理学」(2単位)については横瀬善正(名古屋大学文学部助教授)の「成長と発達、学習心理、教育評価、精神衛生」に関する講義、②河芸郡一身田小学校を会場とした「教育心理学」(2単位)については吉田正吉(三重県中央児童相談所長)の「事例研究と精神衛生」に関する講義、③鈴鹿郡亀山小学校および松阪市第一小学校を会場とした「教育原理」(前半・後半4日ごとに1単位)については本山政雄(学芸学部教授)の「学校経営」に関する講義がそれぞれ開講された【表1参照】。

1952(昭和27)年度も、前期(7月23~31日)と後期(8月3~11日)に分けて「夏季免許法認定講習」(各2単位)が開設され、現職教員は全会場・科目から自由に選択受講することが認められた^(註6)。その場合、講習日程が前半(8時40分~10時00分)と後半(10時10分~12時40分)に分けられた上で全30時間の講義が行われ、出席時間数が80%以上の者のみ、最終日の12時から成績審査のための終末試験を受検することが認められていた^(註7)。ここでは、校長必修科目のうち、鳥羽地区の「教育評価」を乾正治(三重県鳥羽高等学校校長)が担当していた【表2参照】。そして、12月21日から28日にかけて開設された「冬季免許法認定講習」からは教職専門科目が大幅に増設された^(註8)。

1953(昭和28)年度は、「三重大学現職教育講座」および「三重県教育委員会夏季認定講習」の共同開講方式となり、講習日程が前期(7月23~31日)と後期(8月3~11日)に分けられた上で開講された^(註9)。その場合、4日間で全15時間の講義(8時40分~12時40分:最終日のみ12時00分終了)が行われ、全体の80%以上の出席者のみ、最終日の13時から終末試験を受検することが認められ、その合格者に対して認定講習の場合は三重県教育委員会から、現職教育講座の場合は三重大学から「単位修得証明書」が発行された^(註10)。ここでは、校長必修科目(各1単位)について、飯多地区(川俣会場)・度会地区・志摩地区・伊賀地区(西柘植会場・名張会場)・

北牟婁地区（尾鷲会場）・南牟婁地区（木本会場）の6地区7会場において開講され、①「教育評価」を角谷辰次郎（三重大学学芸学部教授）が、②「学校管理」を本山政雄（同教授：附属津中学校長も兼任）が、③「社会教育」を嵯峨政雄（同助教授）・清水成之（三重県教育委員会事務局社会教育課長）がそれぞれ担当していた【表2参照】。

表1 三重県教育委員会主催の1950・1952年度「免許法認定講習会」における校長必修科目の開講状況

年度	会場	検定科目・単位	講義題目	講師	教科書・参考書・準備用具
1950	菰野町立 菰野小学校	教育心理学 (2単位)	成長と発達 学習心理 教育評価 精神衛生	横瀬善正 (名古屋大学)	横瀬善正（不明） 文部省編（1947a・b） 依田新編（1950）
	亀山町立 亀山小学校	教育原理 (前半1単位)	学校経営	本山政雄 (三重大学)	三重大学学芸学部 教育研究所編（1950）
	一身田町立 一身田小学校	教育心理学 (2単位)	事例研究と 精神衛生	吉田正吉（三重県 中央児童相談所長）	—
	松阪市立 第一小学校	教育原理 (一級免) (後半1単位)	学校経営	本山政雄 (三重大学)	三重大学学芸学部 教育研究所編（1950）
1952	鳥羽	教育評価 (後期2単位)	教育評価	乾正治（三重県 鳥羽高等学校）	文部省編（1947a・b） 東京教育大学教育学研究室編（1950） 三重大学教育研究会編（不明） 橋本重治（1950）

(註) 講師の所属・職位は次の文献により特定、伊勢新聞社編『伊勢年鑑』昭和26年版、伊勢新聞社、1950、429頁；三重県教育委員会編『学校名簿』昭和27年度、三重県教育委員会、1952、28頁（三重県立図書館所蔵）；学術文献普及会編『文部省職員録』昭和27年、学術文献普及会、1952、302頁

(出典) 三重県教育委員会事務局編『三重県教育委員会公報』号外（昭和25年12月2日発行）、三重県教育委員会事務局、1950、5-16頁；同編、号外（昭和27年7月10日発行）、1952、9頁（鳥羽市立図書館所蔵）をもとに筆者作成

表2 三重大学・三重県教育委員会共催の1953年度認定講習における校長必修科目の開講状況

地区	前期				後期			
	会場	日程	区分・科目	講師	会場	日程	区分・科目	講師
飯多	川俣	7月28日 ～31日	P（1単位） 学校管理	本山政雄 (三重大学)	—			
度会	—				宇治 山田	8月8日 ～11日	P（1単位） 社会教育	清水成之 (社会教育課長)
志摩	—				鶴方	8月3日 ～6日	P（1単位） 社会教育	嵯峨政雄 (三重大学)
伊賀	西 柘植	7月28日 ～31日	P（1単位） 教育評価	角谷辰次郎 (三重大学)	—			
	名張	7月28日 ～31日	P（1単位） 社会教育	嵯峨政雄 (三重大学)	—			
北 牟婁	尾鷲	7月28日 ～31日	P（1単位） 社会教育	不明 (社会教育課)	—			
南 牟婁	木本	7月23日 ～26日	P（1単位） 社会教育	不明 (社会教育課)	—			

(註1) 講師の所属・職位は次の文献により特定、伊勢新聞社編『伊勢年鑑』昭和29年版、伊勢新聞社、1953、244・252頁（三重県立図書館所蔵）

(註2) 川俣会場の「学校管理」については三重大学教育研究所編『教育原理各論』をテキストとして使用

(出典) 三重県教育委員会事務局編『三重県教育委員会公報』号外（昭和28年6月16日発行）、三重県教育委員会事務局、1953、8-10頁（鳥羽市立図書館所蔵）をもとに筆者作成

ただし、従来から認定講習においては教職専門科目に受講者数が集中していたことから、①同年度は各会場とも定員200名を超過した場合、当時勤務していた学校種の免許状上進を目的とする受講者を優先させること、②すでに修得した科目の再受講は認めないこと、③なるべく認定通信教育の開講科目を受講することが受講上の留意事項として示された^(註11)。

(3) 他県講師の委嘱による免許法認定講習の開講事例：島根県

島根県では、県外の大学教員に講師を委嘱することによって、校長必修科目を開講していた。すなわち、1954(昭和29)年度の免許法等改正にともない校長免許状が廃止されると、校長必修科目は一般の教諭を対象とした認定講習において開講されることとなった^(註12)。その場合、受講者は勤務している学校の所属支局管内の会場における受講が原則とされていたが、同年度の認定講習は「調整講習」としての意味をもっていたことから、同一科目であっても講師が異なる場合には会場間の移動が認められていた^(註13)。

表3 島根県教育委員会主催の1954年度認定講習における校長必修科目の開講状況

日程	松江地区	出雲地区	浜田地区	益田地区	隠岐地区
8月2日 ～5日	—	「教育統計」 出雲市立第二中 学校(白石一誠)	「教育評価」 川本町立川本小 学校(小川一夫)	—	「教育社会学」 西郷町立西郷小 学校(谷本武夫)
8月7日 ～10日	—	—	「学校建築」 浜田市立松原小 学校(鳥田家弘)	—	—
	—	—	「教育社会学」 浜田市立松原小 学校(加藤秀男)	—	—
8月17日 ～20日	「教育法規」* 松江市立内中原小 学校(石川宗雄)	「指導管理」 大田市立大田小 学校(近藤正樹)	—	「教育行政学」 益田市立益田小 学校(谷本武夫)	—

(註1) 講師の氏名・所属・職位は次の文献により特定、島根県教職員組合編『島根県教育関係職員録 昭和29年』島根県教職員組合、1954、5・17-18頁(島根県立図書館所蔵)；名古屋大学史編集委員会編『名古屋大学五十年史』「部局史1」名古屋大学出版会、1989、248頁

(註2) *印は教育委員会事務局所属の講師を指す。

(註3) 原典では出雲会場は「松江市立中原小学校」となっているが、1876年から1879年にかけて「中原小学」の校名であったこと、内中原町と中原町は隣接していることから、1954年時点では「松江市立内中原小学校」の校名と考えられる(内中原教育その百年の歩み編修専門委員会編『内中原教育 — その百年の歩み —』内中原小学校校舎改築記念事業実行委員会、1979、244-248頁；島根県立図書館所蔵)

(出典) 島根県教育庁調査普及室編『教育要覧』昭和29年度版、島根県教育庁調査普及室、1955、27-28頁(島根県立図書館所蔵)をもとに筆者作成

1954(昭和29)年度は、夏期休暇を3週(8月2日～5日・7日～10日・17日～20日)に分けて、松江地区(松江市立内中原小学校)・出雲地区(出雲市立第二中学校・大田町立大田小学校)・浜田地区(浜田市立松原小学校・川本町立川本小学校)・益田地区(益田市立益田小学校)・隠岐地区(西郷町立西郷小学校)の5地区7会場で開催された。ここでは、校長必修科目のうち、①「教育評価」を小川一夫(島根大学教育学部講師)が、「教育統計」を白石一誠(名古屋大学教育学部教授)が、②「指導管理」を近藤正樹(島根大学教育学部助教授)が、③「教育行政学」を谷本武夫(同教授)が、「教育法規」を石川宗雄(島根県教育委員会事務局学事課長)が、「学校建築」を鳥田家弘(神戸大学工学部助教授)が、④「教育社会学」を谷本武夫・加藤秀男(島根大学教育学部助教授)がそれぞれ担当していた【表3参照】。

具体的には、4日間の講義と3日間の予習・復習により1単位(最高4単位)が付与され、午前中には講義が、午後には1時間の研究討議が行われていた^(註14)。その場合、成績審査においては、全体の80%以上出席(会場主任が毎回の出席を厳格に記録)した上で、試験・論文・報告書のいずれかにおいて合格点となるA・B・C評定(D評定は不合格)を受けた者に対して所定の単位が付与された^(註15)。

以上、校長講習に準じた一般教諭対象講習の開講方式として、①複数大学の連携による開講事例(北海道)、②大学・教育委員会の連携のもと近隣の教育関係者の協力による開講事例(三重県)、③大学・教育委員会の連携のもと県外の大学教員の協力による開講事例がみられた(島根県)。これらは、いずれも戦後の教員養成における「一府県一大学」理念に則った場合、各道県では単独開講することができず、他県の大学教員に講師を委嘱することで各科目の開講条件を整備していた事例である。

3. 講師委嘱対象の拡大による免許法認定講習の開講方式：富山県

第二に、従来の大学・教育委員会事務局以外にも担当講師の委嘱対象を拡大することで、校長必修科目を開講していた事例がみられた。例えば、富山県では、1951（昭和26）年度において免許状の種類・区分および学校種等を考慮して、第1学期は県内57会場で月2回ほど日曜日に「定時制認定講習」（2単位）が開設され、夏期休暇には県内38会場で「全日制認定講習」（4単位）が開設された^{（註16）}。ただし、同年度から教職専門科目は主として「富山大学通信教育講座」において開講されることとなったが、認定講習においても19会場（各会場定員70名・2単位）で教科教育法を中心とした教職専門科目が開講されていた^{（註17）}。そして、翌年度は富山大学の指導のもと、第1学期と第2学期の「定時制認定講習」に加えて、夏期休暇に県内24会場で「全日制認定講習」（52講座）が開設された^{（註18）}。

表4 富山県教育委員会主催の1953・1954年度認定講習における校長必修科目の開講状況

年度	区分	会場	科目	講師	所属
1953	夏期 全日制	富山市立芝園中学校	教育統計学	高野兼吉	教育学第2・教授
		高岡市立芳野中学校	学校管理 (図書館経営)	村上清造	附属図書館・助教授
				大間知慶三	富山県立新湊高等学校教頭
		桜井町立中部中学校	学校管理 (図書館経営)	村上清造	附属図書館・助教授
大間知慶三	富山県立新湊高等学校教頭				
1954	夏期 全日制	富山市立芝園中学校	教育統計学	高野兼吉	教育学第2・教授
		一町三カ村組合立小杉中学校	学校建築	梅原実太郎	兼任講師
		富山市立芝園中学校	教育行政学	白川今朝晴	教育社会学・教授
		富山市立堀川中学校	教育社会学	白川今朝晴	教育社会学・教授
		富山市立堀川中学校	教育財政	五十嵐淳	学生部補導課長

（註1）講師の所属・職位は次の文献により特定、富山県教職員組合編『富山県教育関係職員録』昭和28年、富山県教職員組合、1953、97-98頁；村上清造先生の古希を祝う会編『村上清造先生業績目録』私製、1971、2頁（富山県立図書館所蔵）

（註2）表中の科目は各1単位相当

（註3）一町三カ村組合については、小杉町・黒河村・大江村・池多村により構成された

（出典）富山県教育委員会事務局庶務課編『富山県教育要覧 1953年』富山県教育委員会事務局、1954、53-54頁；同編『富山県 教育要覧 昭和29年』1955、54-56頁（富山県立図書館所蔵）をもとに筆者作成

1953（昭和28）年度は、4月から7月にかけて隔週で「第1期定時制認定講習」（52講座）が、7月25日から8月30日まで全5期にわたり県内27会場において「夏期全日制認定講習」（52単位）が、第1期講習の未開講科目（講師の都合による）を中心とした「秋期定時制認定講習」がそれぞれ開設された^{（註19）}。特に、教職専門科目については「富山大学通信教育講座」における単位修得が推奨されていたものの、認定講習においても12単位ほど開講したところ「申込みが殺到して、定員の10倍を超える申込者に対し受講許可を与えるのに困惑した」ほどであった^{（註20）}。また、県内3会場（富山市立芝園中学校・高岡市立芳野中学校・桜井町立中部中学校）で校長必修科目が開講され、①「教育統計学」を高野兼吉（富山師範学校教授：富山大学教授・教育学第2も兼任）が、②「学校管理（図書館経営）」を村上清造（富山大学教育学部助教授：附属図書館分館長・文部教官と兼任）・大間知慶三（富山県立新湊高等学校教頭）がそれぞれ担当していた【表4参照】。

1954（昭和29）年度は、5月8日から12月5日にかけて土・日曜日に「定時制認定講習」（27講座）が、7月26日から8月31日にかけて全5期にわたり「夏期全日制認定講習」（65講座）が、12月20日から28日にかけて「冬期全日制認定講習」がそれぞれ開設された^{（註21）}。ただし、当初は各科目とも定員50名で開講される計画であったが、免許法等改正にとまなう省令の改正が遅れたため、県内の現職教員にとって免許状上進のための新しい所要科目・単位数が確定しておらず、会場によっては定員に満たない科目も散見された^{（註22）}。一方、教職専門科目については「富山大学通信教育講座」においても多く開講されていたことから、認定講習における当該科目の開講数は少なく、受講者数も定員を超過していた^{（註23）}。ここでは、校長必修科目のうち、①「教育統計学」を高野兼吉が、②「教育行政学」を白川今朝晴（富山大学教授）が、「教育財政」を五十嵐淳（同学生部補導課長）が、「学校建築」を梅原実太郎（富山県立富山西部高等学校教諭：富山大学講師も兼任）が、④「教育社会学」を白川今朝晴がそれぞれ担当していた。このことについて、同県における校長講習と同様に、教

育学研究の未成熟から科目によっては開講するための講師の人員が不足しており、IFEL修了者の現職高等学校教諭あるいは大学事務職員に委嘱して認定講習を開講せざるを得ない状況であった。そして、校長免許状の廃止にともない、校長必修科目については同年度で開講が打切られた。

以上、講師委嘱対象の拡大による免許法認定講習の開講方式として、当時一般的にみられた大学教員・教育委員会事務局職員以外にも県内の教育関係者に講師の委嘱対象を拡大することで開講していた事例（富山大学）もみられた。すなわち、戦後新たに創設された教育学研究の未成熟から、科目によっては開講するための講師の人員が不足しており、県内のIFEL修了者のうち現職高等学校教諭・大学事務職員に対しても講師を委嘱して認定講習を開講せざるを得ない状況であった。

4. 科目・講座・会場編成の変更による免許法認定講習の開講方式

(1) 自由科目選択制による免許法認定講習の開講事例：京都府

第三に、科目・講座・会場の編成を柔軟に変更することによって、校長必修科目を開講していた事例がみられた。例えば、京都府では、校長講習が開設されるまでの2年間は一般教諭を対象とした認定講習において校長必修科目が開講されていた【表5参照】。

1950（昭和25）年度は、校長必修科目のうち、①「教育評価（精神検査を含む）」に相当する「教育評価及統計学」「職業指導の原理と技術」の各講座が、②「学校教育の指導及び管理（学校衛生を含む）」に相当する「学校保健管理」「職業情報と進学指導」「職業指導の組織と運営」「自己分析と職業分析」「職業相談あっせん補導」の各講座が、③「教育行政学（教育法規、学校財政及び学校建築を含む）」に相当する「教育行政学」の講座が、④「教育社会学及び社会教育」に相当する「教育社会学」の講座がそれぞれ開講された。

表5 京都府教育委員会主催の1950・1951年度認定講習における校長必修科目に相当する講座の開講状況

年度	免許法科目	認定講座（科目番号）	
1950	教育評価	181-192「教育評価及統計学」 392「職業指導の原理と技術」	
	学校教育の指導及管理	373「学校保健管理」 390「職業情報と進学指導」 391「職業指導の組織と運営」 393「自己分析と職業分析」 414「職業相談あっせん補導」	
	教育行政学	161-172「教育行政学」	
	教育社会学	141-152「教育社会学」	
1951	教育評価	1101「教育評価」（A・B）	
	精神検査	1104「精神検査」（A・B）	
	学校教育の指導及管理	472「体育管理」（A・B） 473「体育管理」（甲） 475「体育管理」（丙・A・B） 476「体育管理」（甲） 492「学校保健管理」（甲・乙・A・B） 493「学校保健管理」（乙） 494「学校保健管理」（乙） 495「学校保健管理」（甲・乙） 663「職業指導の原理と技術」（乙） 665「職業指導の原理と技術」（乙） 671「職業情報と進学指導」（乙） 674「職業情報と進学指導」（乙） 682「自己分析と職業分析」（乙） 685「自己分析と職業分析」（乙） 692「相談就職あっせん」（乙） 693「相談就職あっせん」（乙） 694「相談就職あっせん」（乙） 695「相談就職あっせん」（乙） 701「補導」（乙） 704「補導」（乙） 712「職業指導の組織と運営」（乙） 715「職業指導の組織と運営」（乙）	
		学校衛生	1103「学校衛生」（A・B）
		教育行政学	1018「教育行政学」（X・Y）
		教育法規	1106「教育法規」（A・B）
		学校財政	1102「学校財政」（A・B）
		学校建築	1024「学校建築」（A・B）
		教育社会学	1016「教育社会学」（X・Y）
		社会教育	1105「社会教育」（A・B）

（出典）京都府教育委員会事務局編『教育展望 THE KYOIKU TENBO』第3巻第11号（通巻30号：昭和26年11月号）、教育展望社、1951、12頁（京都府立京都学・歴史館所蔵）をもとに筆者作成

1951（昭和26）年度は、校長必修科目のうち、①「教育評価」に相当する「教育評価」（A・B）の講座が、②「精神検査」に相当する「精神検査」（A・B）の講座が、③「学校教育の指導及び管理」に相当する「体育

管理」(A・B・甲・丙)・「学校保健管理」(A・B・甲・乙)・「職業指導の原理と技術」(乙)・「職業情報と進学指導」(乙)・「自己分析と職業分析」(乙)・「相談就職あっせん」(乙)・「補導」(乙)・「職業指導の組織と運営」(乙)の各講座が、④「学校衛生」に相当する「学校衛生」(A・B)の講座が、⑤「教育行政学」に相当する「教育行政学」(X・Y)の講座が、⑥「教育法規」に相当する「教育法規」(A・B)の講座が、⑦「学校財政」に相当する「学校財政」(A・B)の講座が、⑧「学校建築」に相当する「学校建築」(A・B)の講座が、⑨「教育社会学」に相当する「教育社会学」(X・Y)の講座が、⑩「社会教育」に相当する「社会教育」(A・B)の講座がそれぞれ開講された。

ここでは、本来免許法上の校長必修科目において「～を含む」という各論の位置づけであった「精神検査」「学校衛生」「教育法規」「学校財政」「学校建築」について、独立の講座として開講されていたことが特徴であった。このことについて、同府からは「教育評価には必ず精神検査が含まれていなければならない」はずであるが、「実際の講義に於て(・・・を含む)と云うことは至難である」ことから、「本年度認定講習には、教育評価、精神検査を独立した講座として実施した」といった説明がなされた^(註24)。

(2) 所有免許状区分による免許法認定講習の開講事例：大阪府

大阪府では、当初から仮免許状所有者に対して1年間のうちに23単位を修得させる計画であったが、その過程において「法の適用と、現実の財政裏付け、受講者の希望との無理が起り、夏期休業日直前に実施上の困難と当面してしまつた」ものの、免許法等改正にともない有効期限が3年間延長されたことから、会場の増設や開講日の変更等により対応することとなった^(註25)。そこで、1951(昭和26)年度は、大阪府主催の「認定講習会」について、以下のとおり教職専門科目に関する二つの講座が開設された。

まず、教諭二級普通免許状・仮免許状所有者のうち年度末までに施行法第7条の要件を満たす者を対象とした「二級及び仮免コース」が開設された。ここでは、同年6・7・9・11・12月および翌年1・2・3月にわたり、県内9会場(大阪府立北野高等学校・同今宮高等学校・同天王寺高等学校・同高津高等学校・私立追手門学院・堺市立商業高等学校・大阪市立集英小学校・布施市立第一小学校・岸和田市立中央小学校)において、受講者約3,000名を対象として2週間ごとに全5回(12時30分から講義3時間と演習1時間)の校長必修科目「教育社会学」(2単位)が選択科目として開講された^(註26)。

一方、幼稚園および小・中学校の臨時免許状所有者のうち年度末までに施行法第7条の要件を満たす者を対象とした「臨免コース」が開設された。ここでは、上記の日程と同様に県内2会場(大阪学芸大学平野分校・同池田分校)において、受講者約400名を対象として校長必修科目「教育社会学」(1単位)が選択科目として開講された^(註27)。

1952(昭和27)年度も、当初の10カ年計画に従って同様の形式で開講されることとなったが、受講者の研究意欲(個人研究・各種講習および学校・研究団体による研究会等の活動も含む)を阻害しないように、講師に対して内容・指導方法等の十分な配慮を促した^(註28)。そして、翌年3月末までに施行法第7条の要件を満たす者のうち約3,000名(臨時免許状所有者も含む)を対象として、5月7日から「大阪府免許法認定講習」(会場不明)において教職専門科目(8単位分)が開講された^(註29)。

(3) 地理的条件区分による免許法認定講習の開講事例：奈良県

奈良県では、地理的条件区分によって会場が指定されており、校長必修科目と教職専門科目が併設された【表6参照】。まず、校長必修科目については、1950(昭和25)年度に県内を平坦部・山間部に分けて第3回認定講習が開設され、12月に山間部で受講者614名を対象とする14講座が、翌年1月に平坦部で受講者431名を対象とする14講座が、3月に山間部で受講者566名を対象とする14講座が、同月に平坦部で受講者397名を対象とする11講座がそれぞれ開講された。また、1953(昭和28)年度には第10回認定講習が開設され、8月に受講者472名を対象とする16講座が開講された。

一方、教職専門科目については、1950(昭和25)年度に第1回認定講習(幼稚園および小・中学校対象)が開設され、3月に受講者12,129名を対象とする第1次講習の15講座が、4月に受講者11,651名を対象とする第2次講習の15講座が開講された。1952(昭和27)年度には、第6回認定講習(幼稚園および小・中・高等学校対象)が開

設され、7月に受講者2,982名を対象とする30講座が開講された。翌年度は、第10回認定講習(同上対象)が開設され、8月に受講者2,528名を対象とする28講座が開講された。

そして、1954(昭和29)年度には、第12回認定講習(幼稚園および小・中学校対象)が開設され、7月から8月にかけて受講者5,860を対象とする教職専門科目・教科専門科目・一般教養科目・教材研究科目の計100講座が同時に開講された。これらの認定講習については、一般の教諭に加えて現職校長も受講することが認められており、現職校長・校長候補者に対象を限定した「特別校長講習」と合わせて校長必修科目の単位を修得することができた。

表6 奈良県教育委員会主催の1950～1954年度認定講習における校長必修科目の開設状況

回	対象	区分	時期	科目	講座数	受講人員
1	幼・小・中	1次	1950年3月	教職専門科目	15	12,129
	幼・小・中	2次	1950年4月	教職専門科目	15	11,651
3	校長	平坦	1951年1月	校長必修科目	14	431
	校長	平坦	1951年3月	校長必修科目	11	397
	校長	山間	1950年12月	校長必修科目	14	614
	校長	山間	1951年3月	校長必修科目	14	566
6	幼・小・中・高		1952年7月	教職専門科目	30	2,982
10	幼・小・中・高		1953年8月	教職専門科目	28	2,528
	校長		1953年8月	校長必修科目	16	472
12	幼・小・中		1954年7・8月	教職専門・教科専門・一般教養・教材研究	100	5,860

(出典) 奈良県教育委員会総務室編『昭和二十九年度版 戦後教育のあゆみ 1947-1954』年報第6号, 奈良県教育委員会, 1955, 239-240頁(奈良県立図書館蔵)をもとに筆者作成

以上、科目・講座・会場編成の変更による認定講習の開講方式として、近畿地方では多くの現職校長が仮免許状の取得にとどまっていたことから、単位修得を促すために開講方式を合理化していた。すなわち、①校長必修科目の各論「精神検査」「学校衛生」「教育法規」「学校財政」「学校建築」に関する独立開講事例(京都府)、②所有する免許状により「二級及び仮免コース」と「臨免コース」に区分した開講事例(大阪府)、③地理的条件によって県内を平坦部・山間部に区分した開講事例(奈良県)がみられた。

5. 総括

以上の分析と考察を通して、以下のことが明らかになった。

第一に、校長講習に準じた一般教諭対象講習の開講方式として、①複数大学の連携(北海道大学・北海道学芸大学・小樽商科大学・室蘭工業大学・帯広畜産大学)による開講事例、②大学・教育委員会の連携(三重大学・三重県教育委員会)のもと近隣の教育関係者(名古屋大学・三重県中央児童相談所・県立高等学校長)の協力による開講事例、③大学・教育委員会の連携(鳥根大学・鳥根県教育委員会)のもと県外の大学教員(名古屋大学・神戸大学)の協力による開講事例がみられた。これらは、いずれも戦後の教員養成における「一府県一大学」理念のもとで単独開講することができず、他機関および他自治体の大学教員・教育関係者に講師を委嘱することで、開講科目を整備していた事例である。

第二に、講師委嘱対象の拡大による認定講習の開講方式として、従来の大学・教育委員会事務局以外にも県内の教育関係者に講師の委嘱対象を拡大することで開講していた事例(富山大学)もみられた。すなわち、富山県における「定時制認定講習」「全日制認定講習」では、富山大学教育学部教員・学生部補導課長・附属図書館分館長に加えて富山師範学校教員・県立高等学校教頭・教諭にも講師を委嘱していた。これは、教育学研究の未成熟から科目によっては開講するための講師の人員が不足しており、IFEL修了者の現職高等学校教諭・大学事務職員に委嘱して認定講習を開講せざるを得ない状況であったためである。

第三に、科目・講座・会場編成の変更による認定講習の開講方式として、①免許法上の校長必修科目のうち各論の位置づけであった「精神検査」「学校衛生」「教育法規」「学校財政」「学校建築」に関する独立の開講事例(京都府)、②教諭二級普通免許状・仮免許状所有者を対象とした「二級及び仮免コース」と幼稚園および小・中学校の臨時免許状所有者を対象とした「臨免コース」に区分した開講事例(大阪府)、③地理的

条件によって県内を平坦部・山間部に区分した開講事例（奈良県）がみられた。これら近畿地方については免許状の上進が滞っており、多くの現職校長が仮免許状の取得にとどまっていたことから、単位修得を促すために開講方式を合理化せざるを得なかったためである。

本稿においては、校長免許状の取得・上進に必要な教職専門科目（校長必修科目を含む）を修得するために開講された認定講習について、現職教育の単位修得を促進するための代替的措置として受講者混合開講方式がどのように実施されてきたのかを解明してきた。とりわけ、現職校長・校長候補者を対象とした校長免許状取得のための認定講習については、原則として校長講習における単位修得によったが、前述のとおり校長講習の開設条件は都道府県ごとに一様ではなかった。そのため、一部の道府県においては、一般の教諭免許状の取得・更新・上進を目的とした認定講習における修得単位についても、校長免許状取得のための所要単位として流用することが認められており、戦後教育改革における単位付与対象が次第に拡大していった過程の一端が明らかになった。今後は、校長免許状を授与する段階において、それらの修得単位がどのような根拠に基づいて所要単位として認定されていたのか、教育職員検定の実態について解明していくことが求められるよう。

参考文献

- 芥川祐征「戦後初期日本における校長免許状制度の運用過程 — 校長講習および単位認定基準の緩和に着目して —」『教育制度学研究』第28号, 2021, 93-109頁
- 海後宗臣編『教員養成』「戦後日本の教育改革」第8巻, 東京大学出版会, 1971, 293-297頁
- 北神正行「学校管理職の資格要件と養成プログラムの開発に関する研究（I） — 校長免許状制度の成立過程の分析を中心に —」『岡山大学教育学部研究集録』第122巻, 2003, 123-131頁
- 国立教育研究所編『学校教育』「日本近代教育百年史」第6巻「学校教育」教育研究振興会, 1974, 612-614頁
- 高橋寛人「校長・教育長・指導主事免許状の創設・改廃過程 — 教育職員免許法に関する一考察 —」東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室編『研究集録』第14号, 1983, 29-47頁
- 高橋寛人「CIEの戦後日本教育民主化政策におけるIFELの位置と機能」『研究集録』東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室, 第15号, 1984, 1-21頁
- 高橋寛人「占領下の教職員現職教育におけるワークショップ」『研究集録』東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室, 第16号, 1985, 17-32頁
- 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』風間書房, 1995
- 高橋寛人「戦後日本における免許・資格制度の設置と廃止をめぐる問題から」『教育制度学研究』第2号, 1995, 106-111頁
- 高橋寛人「学校指導者免許制度の誕生と挫折」『学校指導者 — 教育長・校長・指導主事の養成 —』（「季刊教育法」第115号：1998年3月臨時増刊号）, エイデル研究所, 1998, 6-15頁
- 高橋寛人「免許制度の歴史と課題および大学院における養成の可能性」小島弘道編『校長の資格・養成と大学院の役割』東信堂, 2004, 39-53頁
- 高橋寛人「教員養成・資格に関する教育刷新委員会の建議への文部省とCIEの対応 — 占領下における『教員養成制度刷新要綱案』作成経緯の検討 —」横浜市立大学学術研究会編『横浜市立大学論叢』人文科学系列, 第63巻第2号, 2012, 1-39頁
- 中島太郎編『教員養成の研究』第一法規, 1961
- 牧昌見「校長の管理権限の変遷 — 戦前, 戦後の比較研究 —」『学校運営研究』第6巻第10号, 明治図書, 1967, 66-73頁
- 松本和寿「戦後新教育の普及に関する研究 — 教育指導者講習（IFEL）に内在した問題 —」『教育基礎学研究』第4巻, 2006, 57-78頁
- 松本和寿「戦後教育改革期の教員研修におけるワークショップ — 『小学校幼稚園教員研究集会』を中心に —」『筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短期大学部紀要』第7号, 2012, 193-205頁
- 元兼正浩「制度としての校長の地位の変遷」牛渡淳・元兼正浩編『専門職としての校長の力量形成』花書院, 2016, 15-29頁

付記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金のうち基盤研究（C）「校長候補者を対象とした現職教育制度における学修単位認定の史的検討」（研究課題番号：22K02229, 2022～2025年度, 研究代表者：芥川祐征）の助成による研究成果

の一部である。また、占領下日本の地方教育史料に関する調査の過程で、国立国会図書館・国立教育政策研究所教育図書館をはじめ各都道府県の公立図書館・公文書館等のうち103館から協力をいただいたこと、深く御礼申し上げたい。

脚註

- (1) 北海道教育委員会調査課編『北海道教育委員会月報』第4巻第5号(通巻38号:昭和28年8月号),北海道教育委員会調査課,1953,4頁(北海道立図書館所蔵)。受講者の校種内訳は,小学校900名・中学校700名・高校400名であった。
- (2) 同上,4頁。なお,担当者の牧野徹夫(北海道教育委員会事務局学校教育課長)は,認定講習について「各大学教授などを講師とした全道20カ所に及ぶこの高周波,その規模の広汎なること全国にその比なく正に文字通り大北海道の一断面をあらわしている」と評価していた。
- (3) 三重県教育長通知「昭和25年度第3回(冬季)免許法認定講習の開設について」(昭和25年12月2日:教学第1570号)三重県教育委員会事務局編『三重県教育委員会公報』号外(昭和25年12月2日発行),三重県教育委員会事務局,1950,2-16頁所収(鳥羽市立図書館所蔵)。
- (4) 同上,2-3頁。ただし,受講者は原則として受講地・受講科目を自由に選択でき,その場合は会場を所管する出張所学務課の指示する事項を遵守することが求められた。なお,2単位分の講義を連続して受講する場合は,開講から7日間は各日も講義4時間および演習・実習・自習により学修を進め,最終日に講義2時間と終末試験を受検することとされた。一方,前半・後半に分けて1単位ずつ受講する場合は,開講から継続して講義4時間および演習・実習・自習により学修を進め,4日目・8日目には講義3時間と終末試験を受検することとされた。
- (5) 同上,3-4頁。その場合,受講者は12月15日までに「受講届」を受講会場の出張所学務課に提出しなければならず,複数科目(2~3科目)を担当する講師に対して科目ごとに「出席簿」を作製することが求められた。また,受講者は所定の様式「認定講習受講届」(B列6番128mm×182mm)に,受講者氏名・生年月日・勤務校・職名・取得希望免許状種類(第一希望)・受講会場・受講科目・教科・検定科目・講義題目・講師名・備考を記載することとされた。
- (6) 三重県教育長通知「昭和27年度夏季免許法認定講習受講について」(昭和27年7月8日:教教第310号)前掲註3『三重県教育委員会公報』(昭和27年7月10日発行),1952,1-16頁所収(鳥羽市立図書館所蔵)。なお,受講料は無料とされたが,各科目の学習材料諸費は受講者の負担とされ,受講者旅費についても「昭和27年度認定講習受講旅費所要額」に関する調査に基づいて一定額が支給された。
- (7) 同上,2-3頁。その場合,受講者は7月17日までに「受講届」を受講会場の出張所学務課に提出しなければならず,各出張所に対しても教育委員会事務局の様式に従って受講教科別(講座番号別)の「出席簿」を作製することが求められた。ただし,病気等のやむを得ない事情により,1単位分の講習課程をまとめて出席した者(1単位15時間のうち80%以上の出席者を含む)に対しては,1単位分の成績審査を受けることが認められた。また,受講者は所定の様式「受講届」に,学校名・職名・氏名・生年月日・会期・会場・教科・講座番号・単位認定科目・講師名・備考・所有免許状(級・教科)・出身学校名・取得希望免許状種類を記載することとされた。
- (8) 三重県教育長「昭和27年度冬季免許法認定講習実施について」(昭和27年11月20日:教教第711号)前掲註3『三重県教育委員会公報』号外(昭和27年11月25日発行),1952,1頁所収(鳥羽市立図書館所蔵)。
- (9) 三重県教育長通知「昭和28年度夏季免許法認定講習の開設について」(昭和28年6月16日:教教第486号)前掲註3『三重県教育委員会公報』号外(昭和28年6月16日発行),1953,4-22頁所収(鳥羽市立図書館所蔵)。ただし,病気等のやむを得ない事情により成績審査のための試験を受検できなかった者は,教育委員会事務局への申請により追試験の受検が認められた。また,受講料については無料とされていたが,一部教材費を徴収する科目もあった。なお,同講習の開設前には,出張所ごとに受講上の説明会を開催する予定であった。
- (10) 同上,5-7頁。その場合,受講者は7月10日までに科目ごとに「受講届」を受講会場の出張所学務課に提出しなければならず,すでに修得した科目と内容・講師が同一である場合は重複して受講することが認められなかった。また,原則として受講する会場・科目の選択は自由であったが,①法令解説書等を参照して受講科目を選択すること,②なるべく最寄の会場で受講することが求められた。
- (11) 同上,6-7頁。
- (12) 鳥根県教育庁調査課編『教育要覧』昭和29年度版,鳥根県教育庁調査課,1955,26頁(鳥根県立図書館所蔵)。特に,「鳥根県現職教育計画」に基づいて,12月2日の時点で旧免許法施行法第7条に該当する仮免許状所有者を優先的に受講させることが決定された。また,原則として受講者は鳥根県内の現職教員を対象としたが,他都道府県の現職教員についても県教育委員会の許可がある場合に限り受講が認められた。
- (13) 同上,26頁。運営事務および受講者旅費の関係上,松江・出雲支局管下は松江・出雲会場,浜田・益田支局管下は浜田・益田会場,西郷支局管下は不開講科目に限り松江会場への移動が原則とされた。ただし,各学級の編成については50名から70名程度を限度とし,各会場の受講人数を平準化するように特段の配慮がなされた。その際,受講願書は当該支局において集約され,関係支局間の相互交渉に基づく決定を受けて,受講願が送付された。な

お、受講者旅費は支給されなかった。

- (14) 島根県教育委員会事務局指導課「昭和 29 年度島根県免許法認定講習実施要項」島根県教育庁調査普及室編『教育月報』第 70 号（昭和 29 年 8 月号）、島根県教育庁調査普及室、1954、30 頁所収（島根県立図書館所蔵）。その場合の日程については、以下のとおりであった。

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
第1日	講義	講義	講義	休憩	講義	研究討議	講義
第2日	講義	講義	講義		講義	研究討議	講義
第3日	講義	講義	講義		講義	研究討議	講義
第4日	講義	講義	講義		研究討議	講義	評価

- (15) 同上、30 頁。各支局においては 7 月 27 日までに集約した「受講願」をもとに「受講者名簿」を 1 科目ごとに 3 通（講師用 2 通・支局事務用 1 通）作成するとともに「受講票」を本人に交付することとされた。受講者は毎日「受講票」を会場に持参して朝夕 2 回の捺印を受け、出欠記録については会場主任が全責任を追った。その場合、講習用テキストとして、各科目の講義要項が必要に応じて編纂され、受講者が実費を負担（2～3 枚程度の要項であれば支局が印刷）していた。なお、受講者旅費は支給されなかった。
- (16) 富山県教育委員会事務局庶務課編『富山県教育要覧』昭和 26 年度版、富山県教育委員会事務局、1952、33 頁（富山県立図書館所蔵）。
- (17) 同上、33 頁。
- (18) 前掲註 16『富山県教育要覧 1952 年』1953、44 頁（富山県立図書館所蔵）。このうち、「定時制認定講習」については、小学校教諭を対象とした「教材研究」と中学校・高等学校教諭を対象とした「教科教育法」が重点的に開講された。
- (19) 同編『富山県教育要覧 1953 年』1954、50 頁（富山県立図書館所蔵）。これらのうち、「第 1 期定時制認定講習」については小学校教諭を対象とした「教材研究」（8 教科・40 単位）と中学校・高等学校教諭を対象とした「教科教育法」（7 教科・12 単位）が開講され、特に「教材研究」の講師は IFEL を修了した現職の教育委員会事務局職員・校長・教諭に委嘱された。また、「秋期定時制認定講習」については中学校・高等学校の教諭を対象とした「教科教育法」（6 教科・6 単位）が富山市内の中学校・高等学校を会場として開講された。
- (20) 同上、51 頁。
- (21) 前掲註 16『富山県教育要覧 昭和 29 年』1955、52-53 頁（富山県立図書館所蔵）。これらのうち、「定時制認定講習」については小学校教諭を対象とした「教材研究」（8 教科・16 講座）と中学校・高等学校教諭を対象とした「教科教育法」（11 教科・11 講座）が開講され、講師については富山大学の教授・助教授を主としながらも「教材研究」については県教育委員会事務局の指導主事等が副講師として位置づけられた。また、「冬期全日制認定講習」については幼稚園教諭の「資質の保持向上と資格の上進」を目的としており、私立徳風幼稚園を会場として教職専門科目「保育原理」（2 単位）を藁いと（千葉大学教育学部講師）が担当した。
- (22) 同上、52 頁。
- (23) 同上、53 頁。
- (24) 京都府教育委員会事務局編『教育展望 THE KYOIKU TENBO』第 3 巻第 11 号（通巻 30 号：昭和 26 年 11 月号）、教育展望社、1951、12 頁（京都府立京都学・歴史館所蔵）。
- (25) 大阪府教育委員会事務局教育調査課編『大阪府教育委員会月報』第 3 巻第 4 号（通巻 20 号：昭和 26 年 4 月号）、大阪府教育委員会事務局教育調査課 1951、8 頁（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）。
- (26) 同編『大阪府教育委員会月報』第 3 巻第 6 号（通巻 22 号：昭和 26 年 6 月号）、1951、28 頁（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）。
- (27) 同上、28 頁。
- (28) 前掲註 25『大阪府教育委員会月報』第 4 巻第 4 号（通巻 32 号：昭和 27 年 4 月号）、1952、28 頁（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）。
- (29) 同上、28 頁。

